

国民年金 だより

問い合わせ先
保険年金課 年金係
☎(40)5558

これが国民年金の
メリットです

メリット1

老後をずっと支える

終身の年金

日本人の平均寿命は、医療技術の進歩等によって、今後ますます延びることが予想され、老後の生活費の不安が大きくなります。国民年金は、生きている限り年金が受け取れる一生涯の保障です。

メリット2

不測の事態に備える

保険としての年金

国民年金は老後だけでなく、加入者が事故や病気で障害が残った場合は「障害基礎年金」が支給され、死亡したときは、

その遺族に「遺族基礎年金」が支給されます。

公的年金の障害・遺族年金は日本の人口の20人に1人が受給

メリット3

納めた保険料分は

税金の負担が軽減

納めた保険料は「社会保険料控除」として全額控除の対象となり、税金が軽減されます。

税金軽減額（税率10%の方の場合）

1年間の保険料・・・165,200円
1月～4月：13,580円×4か月
5月～12月：13,860円×8か月

確定申告で戻る額は
16,520円（支払額の10%）

被保険者（ご本人）の代

わりに納付義務者（配偶

者・世帯主）が納付した場

合は、納付義務者が社会保

険料控除を受けられます。

平成17年分の申告から国

民年金保険料について社会

保険料控除の適用を受ける

場合には、申告書の提出の

際に「社会保険料控除証明

書」や領収書など保険料を

支払ったことを証明する書

類の添付等が義務付けられ

メリット4

生涯の年金額は

保険料の1.7倍以上

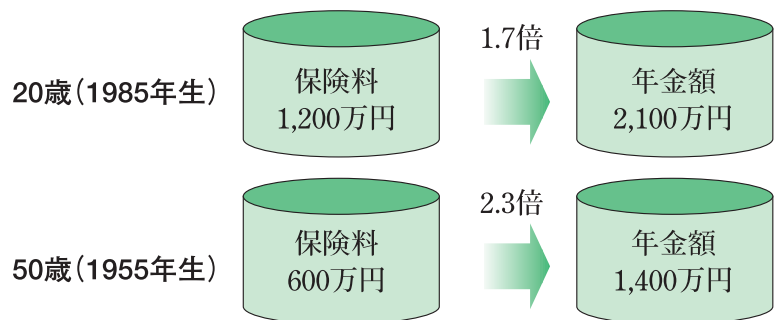
国民年金の老齢基礎年金は、1/3（将来は1/2）が国庫負担（税金）で賄われていることにより、払った保険料を上回る給付を受けられる計算となっております。

厚生労働省の試算では、今年20歳になった人でも、納めた保険料の1.7倍以上となります。

（注1）

保険料は、20歳から60歳までの40年間納付するものと仮定。

負担額と給付額



（保険料と年金のスライドを考慮して計算したもの）

給付される年金の総額を賃金上昇率を用いて各世代が65歳になった時点の金額として算出し、その金額を物価上昇率で割り引いて現在価値（平成16年度）に置き換えたもの。（2009年からの経済前提として、賃金上昇率が2.1%、物価上昇率が1.0%）

メリット5

国民年金は経済の

変動にも負けません

賃金や物価の変動にあわせて、年金を支える力と給付のバランスをとる仕組みにより年金額が改定されるため、年金に加入（20歳）してから年金を受給（65歳）するまでの間、経済社会が大きく変動したとしても、年金の価値が保証されるのです。

老齢基礎年金額

60万円（昭和61年度）

79万2千100円（平成18年度）

このように国民年金は有利で魅力的な制度です！

国民年金保険料の納め方

国民年金の保険料は以下の方法で納められます

金融機関・郵便局・コンビニの窓口で納める

保険料は事前にお届けする納付書で納めます。社会保険事務所の窓口でも納付できます。

なお、お手元に納付書がないときには、栃木社会保険事務所（☎0282-22-6074）までお電話ください。

インターネットや携帯電話で納める

インターネット等をご利用しての納付方法については「社会保険庁ホームページ（<http://www.sia.go.jp/>）」でご案内しております。

口座振替で納める

口座振替をご利用される方は、お近くの社会保険事務所または金融機関の窓口で手続きをお願いします。

資力があるにもかかわらず保険料を納めない方には、財産等の差押えの手続きをすることがあります。

便利でお得な口座振替がおすすめです！

例えば、当月末に口座振替（早割）すると月々「50円」の割引となります。

また、まとめて1年分を口座振替すると、「3,490円」の割引です。

お申し込み方法

納付案内書の2枚目「口座振替納付申出書」と「口座振替依頼書」に必要事項をご記入いただき、金融機関届出印を捺印のうえ、お近くの社会保険事務所または口座を開設している金融機関、郵便局へお申し込みください。（依頼書は社会保険事務所または金融機関に備え付けてあります）

口座振替が開始されるまで、お申し込み後1～2か月程度かかります。口座振替が開始されるまでの間は現金で納付していただくこととなりますのでご了承ください。

今から口座振替の「1年前納」をお申し込みいただいた場合、最初の1年前納は平成19年4月末からとなります（以後、毎年4月末に1年分振替）。それまでの間は、毎月納付（翌月末振替）となりますのでご了承ください。

年金受給者が亡くなったときには・・・

年金を受けている方が死亡したときや、死亡した方に支払われるはずであった未支給年金があるときには、届出が必要です。

死亡の届出

「年金受給者死亡届」に年金証書、死亡の事実を明らかにできる書類（戸籍抄本等）を添えて提出してください。

提出が遅れて、亡くなった月以降の年金を受けた場合には、その分を後日返していただくこととなりますので、速やかに提出してください。また、この届出は戸籍や住民票の死亡届とは別に必要なものですので、ご注意ください。

未支給年金の請求

年金は、受けている方が死亡した月分まで支払われます。死亡した方に支払われるはずの年金が残っている場合は、その分の年金（未支給年金といいます）を遺族の方（死亡した方と生計を同一にしていた配偶者 子 父母 孫 祖父母 兄弟姉妹の順）が受けとることができますので、「未支給年金・保険料給付請求書」を提出してください。

詳しくは、栃木社会保険事務所へお問い合わせください。（☎0282-22-4134）